

2014年8月21日

株式会社ビーム・コンディショナルアクセスシステムズ
スカパーJSAT 株式会社
株式会社スター・チャンネル
株式会社 WOWOW

不正な B-CAS カードに対する輸入差止申立ての受理

株式会社ビーム・コンディショナルアクセスシステムズ（本社:東京都渋谷区 代表取締役社長 内田 博之）、スカパーJSAT 株式会社（本社:東京都港区、代表取締役 執行役員社長 高田 真治）、株式会社スター・チャンネル（本社:東京都港区、代表取締役社長 木田 由紀夫）、株式会社 WOWOW（本社:東京都港区、代表取締役社長 和崎 信哉）の4社が東京税関に申し立てていた、有料放送を無料で視聴出来るようにした不正なカード（「BLACKCAS」）に対する輸入差止申立てが8月20日に受理され、全国の税関において没収など取締りの対象に追加されましたのでお知らせいたします。

有料放送を無料で視聴出来るようにした不正なカードは、不正競争防止法第2条第1項第11号に規定される技術的制限手段を回避する物品として、知的財産侵害物品にあたります。知的財産侵害物品は、関税法第69条の11により輸入してはならない貨物と定められており、税関で没収されます。

尚、不正競争防止法第2条第1項第11号に規定される技術的制限手段を回避する物品の輸入差止申立ての受理は、本件が初めてです。

B-CAS 社 および 有料衛星放送事業者3社は、今後も、有料衛星放送の基盤である B-CAS システムへの侵害 および 有料放送番組の不正視聴行為について、厳正に対処していく所存です。

以上

○参考

不正競争防止法

◆第2条第1項第11号

他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録（以下この号において「影像の視聴等」という。）を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置（当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは当該機能を有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能を有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。）

関税法

◆第69条の11

次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一 . . .

略

十 不正競争防止法第二条第一項第一号 から第三号 まで、第十号又は第十一号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号 から第五号 まで又は第七号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品